

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第3次補正予算)

(文部科学省)

<b>事業名</b>	国立大学等の教育研究診療設備の復旧		<b>担当部局庁</b>	高等教育局	<b>作成責任者</b>	
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成23年度		<b>担当課室</b>	国立大学法人支援課	国立大学法人支援課長 声立 訓	
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>施策名</b>	IV-1 大学などにおける教育研究の質の向上 IX-1 学術研究の振興		
<b>根拠法令 (具体的な 条項も記載)</b>	国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第46条		<b>関係する計画、 通知等</b>	「復興への提言～悲惨のなかの希望～」(平成23年6月25日 東日本大震災復興構想会議) 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部)		
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度 以内)</b>	東日本大震災により、国立大学等においても多数の被害が発生し、特に、我が国の最先端の教育研究を支える国立大学等の教育研究診療設備に甚大な被害が発生しており、教育研究診療活動に重大な支障をきたしている。設備の損傷により、教育はもとより、研究が中断し国際的な競争から大きく劣化する恐れがある状況を一刻も早く改善できるよう、損傷した教育研究診療設備の復旧・整備を早急に進める必要がある。					
<b>事業概要 (5行程度以 内。別添可)</b>	東日本大震災により設備に被害を受けた国立大学等に対して国立大学法人運営費交付金を追加措置し、各法人における教育研究診療設備の復旧・整備を支援する。					
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
<b>23年度予算額 (単位：百万円)</b>	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計	
	-	18,037	-	36,176	54,214	
<b>成果目標 (アウトカム)</b>	成果指標	単位	目標値		活動指標	23年度活動見込
			23年度	(年度)		
本事業は、東日本大震災により被害のあった教育研究診療設備について、その災害復旧費用を支援するものであり、定量的な目標を設定することになじまない。			<b>活動指標 (アウトプット)</b> ※上段( )書きは予算措置の累積に係る見込み			
<b>単位当たり コスト</b>	- (円/ )		<b>算出根拠</b>	※各法人により被害を受けた設備が異なるため、単純に単位当たりのコストを算出することはない。		
<b>事業所管部局による点検</b>						
項 目			内 容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。			「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」において、「教育研究基盤の早期回復」や「研究基盤の早期回復」の重要性が示されており、整合性がとられている。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			教育はもとより、研究が中断し国際的な競争から大きく劣化する恐れがある状況を一刻も早く改善できるよう、損傷した教育研究診療設備の早期復旧・整備に係る要望が各法人より寄せられているところであり、優先度の高い事業である。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			大学の教育研究基盤を回復し、学生の学習環境や教員の研究環境の改善を図るため、被害を受けた設備の原状復旧を行うものである。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			被害を受けた設備の原状復旧のための支援である。なお、積算においては取得価格を上限とする等、一定の精査を行っている。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			国立大学等の設備の修理・更新のために国が予算措置を行う事業である。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			他の類似事業はない。また、各法人において、執行計画を策定し、緊急性の高い設備から計画的に復旧・整備を実施する予定。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになってきているか。			事業の迅速な着手・執行が可能である。各国立大学等における事業の実施状況については、国立大学法人法に基づき、国立大学法人評価委員会による評価を毎年行っており、また、同法に基づき、法人が毎事業年度に作成する財務諸表等は、国立大学法人評価委員会による審査を経た上で、文部科学大臣が承認している。これらの評価及び財務諸表等の承認に際しては、必要に応じて法人へのヒアリングを行い、予算の執行状況を含め、当該法人の事業が適切に行われていることを確認している。			